

令和7年第11回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和7年11月27日 9時00分
招集の場所	日進市役所 本庁舎 第1会議室
出席委員	会長 1番 市川 豊 会長 委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員 4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員 7番 武田 住男 委員 8番 山本 裕子 委員 9番 萩野 淑子 委員 10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員 推進委員 浅井 昌行 委員 加藤 秀幸 委員 伊藤 修 委員 堀之内 済 委員 村瀬 勝美 委員 宮島 一人 委員
欠席委員	6番 曽根 大祐 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 岡部 功 書記 山浦 勝義 書記 青山 侑嗣 書記 田宮 信輔

付 議 事 項	議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号 議案第 4 号 専決第 1 号 専決第 2 号 専決第 3 号 その他	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について 日進市農用地利用集積等促進計画案(一括方式)について 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 公共転用届について
------------	--	--

開会	(9:00)	
	事務局長	定刻になりましたので、只今より令和7年第1回農業委員会を開催させていただきます。
	議長	それでは、会長より挨拶をいたいた後、議事の取り回しをお願いいたします。
	▲挨拶	
	事務局	議案に入る前に本日の議事録署名者は11番、2番の両名ですでお願いいたします。
	議長	本日の会議に傍聴の申し出はございますか。
	議長	本日の会議には4名の傍聴の申し出がございました。
	議長	何かご意見はございますか。
	議長	(全員異議なし)
事務局	議長	それでは傍聴者をお通しください。
	議長	(傍聴者入室)
	議長	傍聴者につきましては、発言や定められた場所以外への移動は控え、議長の指示に従うようお願いいたします。また、途中で退出される場合は、議事の進行を妨げることの無いよう、会議資料を座席の上に置き、お静かに会議室からご退出ください。
	議長	それでは議案に入ります。
	議長	傍聴者もみえるので、改めて説明しますが、議案に対する議決権は、農業委員11名のみ有するものです。農地利用最適化推進委員の6名に関しては議決権を有しておりませんのでご了解ください。
	議長	では始めに議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
	議長	それでは、事務局から説明をお願いします。
	議長	議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。
	議長	番号16番の駐車場として利用しているものについてご説明いたします。
事務局	議長	場所につきましては、議案書4ページをご覧ください。
	議長	申請地は機織池から北西に約80メートルの位置に所在する2筆で、登記地目はいずれも畑、現況地目はいずれも雑種地で、面積は合計935m ² です。
	議長	申請者は、昭和58年に法人設立、本社は日進市藤島町に

所在し、主な事業内容は車載用・弱電用・特殊精密バネ・スプリング等の製造販売です。

現在、従業員用駐車場が不足しており、敷地内の、製品搬出・搬入トラックの通路スペースに詰め込み駐車をしている現状があります。

そこで、事業所に隣接する土地所有者に相談したところ、利用してもよいと承諾を得られたことから、防犯面に優れ効率よく活用が出来る申請地を選定したものです。

しかし、当該地については、諸官庁の許可を得ず、所有者である本申請の譲渡人が、本申請の譲受人とは別の事業者へ駐車場として貸しておりました。そこで、違反状態を是正するために、譲渡人による始末書を添付し農地転用の申請がされたものになります。

排水については、表面水は自然浸透及び申請地北側の既設道路側溝へ放流する計画となっています。

農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。

第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。

続きまして、番号17番の駐車場として利用しているものについてご説明いたします。

申請地の場所につきましては、議案書5ページをご覧ください。

申請地は白山の交差点から北東に約100メートルの位置に所在し、登記地目は田、現況地目は雑種地で面積は173m²です。

申請者は、昭和40年に法人設立、本社は日進市岩崎町に所在し、主な事業内容は土木建築請負業です。

申請者は、平成8年に、主要地方道瀬戸大府東海線の拡幅工事によって、敷地の一部を買収された際に、既存の施設が手狭となり、その頃から申請地を駐車場として利用しています。

しかし、その際、諸官庁の許可を得ず、駐車場として利用していたことから、違反状態を是正するために、申請者による始末書を添付し農地転用の許可申請がされたものになり

ます。

排水については、自然浸透させる計画となっており、また、周辺に農地はありません。

農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。

第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。

続きまして、18番のテニスコートの造成をするものについてご説明いたします。

申請地の場所につきましては、議案書6ページをご覧ください。

申請地は株式会社マキタ日進事業所より北西に約70メートルの位置に所在する7筆で、米野木町南山1011番、1012番、1013番、1053番1014番、1015番は登記地目、現況地目ともに田で、米野木町南山1018番は登記地目は田、現況地目は山林で、合計面積は4,895m²です。

転用の理由について、申請者は現在名古屋市名東区に在住し、一般向け及びジュニア世代を対象としたテニススクールを経営しております。もともと市外のレンタルコートにてスクールを経営しておりましたが、10年ほど前に経営者の都合で取り壊しになって以来、公共のレンタルコートを利用しながらスクールを実施しております。

申請者から提出された理由書によると、「愛知県内では十分なテニスコートが少なく、部活動の外部委託が進む中で、学生が満足にスポーツに取り組める環境が不足しています。また、高齢化が進む社会では、大人が運動を通じて健康寿命を延ばすことも重要な課題です。こうした環境整備を図るため、学生と高齢者を含む地域住民が安心してスポーツに取り組める場を提供したく、今回申請に至った。」とされています。

土地選定については、ジュニア世代に特化した教室や、トーナメント大会が開催できるよう、テニスコートが4面設置できる十分な広さであること、利用者が通勤・通学後でも来場可能となるよう、公共交通機関でアクセス可能な場所

	<p>であること、近隣に既存のテニスコートやテニススクールが無いこと、敷地全体の傾斜が少ないと等を条件に、名古屋市内を中心に候補地を探しておりましたが、適当な場所が見つからず、申請地を選定したものです。</p> <p>排水については、事業地内に集水枠を設け、北側の道路側溝へ放流する計画となっています。</p> <p>第5条第2項第1号の農地区分及び第2号の代替性について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されます。</p> <p>第3号について、資力については信用金庫からの借り入れ契約状況について書面で確認しており、抵当権や耕作に係る利用権等、転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当 없습니다。また、他の行政庁の許認可等については、該当 없습니다。</p> <p>第4号について、排水に関しては小堤・コンクリートブロック積み及び集水枠を設けて北側の道路側溝へ放流する計画であり、日照においては夜間の照明に関して隣接農地の耕作者に聞き取りを行い、かつ事業に対し同地権者の同意を得ていることを書面にて確認していることから、周辺農地に係る営農条件に影響は支障無いと思われます。</p> <p>第5号について、当該地は農振農用地外でかつ地域計画の対象地外であるため支障ありません。</p> <p>第6号について、本申請は一時転用ではなく恒久転用であることから該当 없습니다。</p> <p>以上のことから、一般基準についても、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>続きまして、番号19番の東名高速道路日進三好地区拡幅工事に伴い工事用道路・施工ヤード及び掘削土等の仮置き場として利用するものについてご説明いたします。</p> <p>申請地の場所につきましては、議案書7ページをご覧ください。</p> <p>申請地は愛知東邦大学日進グラウンドから西の位置に所在する計21筆で、登記地目、現況地目は議案書2ページ、3ページのとおりで、合計面積は11,853m²です。</p> <p>今回、日進JCTから東名三好IC間の高速道路拡幅工事に伴い、工事用道路、施工ヤードおよび掘削土等の仮置き場と</p>
--	---

		<p>して、事業地から最も近くアクセスの良い申請地を選定し、一時的に利用するため申請に至ったものです。</p> <p>先月の議案として提出した案件と同一事業ですが、申請時に事業地内における所有者との同意が得られず、調整が整わなかったため、2回に分けて申請することとなったものです。</p> <p>なお、本申請は一時転用であるため、一時転用期間終了日までに農地に復元する計画となっております。</p> <p>また、農振農用地区域内ですが、一時転用であるため、農用地区域からの除外の手続きは必要ありません。</p> <p>排水については、事業地内の区画ごとに集水枠を設け、既設水路へ排水する計画と、周囲の農地への影響はない計画となっております。</p> <p>第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から第5号についての各要件についても、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明は以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第1号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>インフルエンザ予防のためマスクを着用している委員も多いので明確に発言してください。</p> <p>番号18番について、現地確認をしたところ、事業周知看板が設置されていたが今回の申請と関係があるものか、事業者は他にもテニススクールを経営しているのか、法面はどうするのか、車両と人の出入口はどこに設けるのか。</p> <p>まず、本申請は事業の規模が500m²以上そのため、日進市開発等事業に関する手続き条例に定める手続きが必要になります。事業周知看板は、条例に定める手続きに基づいた設置になります。</p> <p>テニススクールの経営状況についての質問ですが、事業者は名古屋市近辺でテニスコートを借りて、テニススクールを運営しております。</p>
議長		
委員		
事務局		

		<p>法面に関しましては、現時点では、防草シートやコンクリート舗装は計画しておりません。事業者によると、造成後は草刈りをして対応する予定とのことです。ただし、スクールの運用開始後に、もしかしたら変更する可能性があるとのことです。</p> <p>乗り入れに関しては、申請地西側のアスファルト舗装がされている道路から、車両の乗り入れ口と歩行者・自転車の乗り入れ口がそれぞれ一か所設置されます。</p> <p>南側の申請地隣接農地に影響はないのか。また、埋め立てや土砂の搬入はあるのか。</p>
委員		<p>南側の隣接農地については、所有者の同意が取れていることは書面で確認しております。また、耕作者に関しては、聞き取りの結果、耕作への影響は無いと確認しました。</p> <p>埋め立てや土砂の搬入については、複数の田面と、山林部分が段差になっていますが、事業地の中でやりくりをするため、土砂の搬入は無い計画となっています。</p>
事務局		<p>先月の総会にて、近隣住民から署名が出されたとの説明があったが、署名に対してその後事業者はどのような対応をしたのか。</p>
委員		<p>事業者は署名に対しては特段対応しておりません。ただ、日進市開発等事業に関する手続き条例に基づく説明会を2回開催しております。また、事業者は問い合わせ先として電話番号とメールフォームを公開し、地域住民の方からの質問等に対応しております。また、日進市開発等事業に関する手続き条例に基づく事業要望書が出されました但、それに対しても回答をしております。</p>
事務局		<p>他にご意見・ご質問等はございますか。他にご意見・ご質問等は無いようですので、私からですが、照明についての話がありましたが、多くの農地を耕作されている 委員は何かご意見がありますか。</p>
議長		<p>夜間も照明を点けているゴルフ練習場の側でも耕作しているが、農地に関しては特に影響は無いかと思われる。</p>
委員		<p>ただし、遮光の問題、テニスによって発生する音の問題は事業者と県と相談をしながら、地域の方々へ配慮した対策をしていただきたい。</p>
議長		<p>他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたい</p>

		<p>と思います。</p> <p>通常であれば議案ごとの議決になりますが、番号18番の案件については様々な意見がありましたので、本案件についてはその意見を踏まえて、別で議決を取ろうと思います。</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の、「16番・17番・19番」について賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手をする)</p> <p>全員賛成ということで、議案第1号の「16番・17番・19番」については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の、「18番」について賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手をする)</p> <p>全員賛成ということで、議案第1号の「18番」については、原案のとおり可決とします。</p> <p>ただし、「18番」の案件については、委員から色々と意見がございましたので、県に意見書を提出させていただきます。意見書の内容については、事務局に一任させていただこうと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第2号「続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。</p> <p>1議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」8ページをご覧ください。</p> <p>番号3番の案件について説明いたします。</p> <p>場所につきましては、議案書9ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、岩崎公民館から北東に約250メートルに位置する1筆です。</p> <p>令和7年4月に亡くなられた被相続人が所有していた農地を申請者である長男が相続されるものです。</p> <p>申請地は特定生産緑地に指定された農地であるため、納税猶予をかけることにより、終身営農として維持していく</p>
	議長	
	議長	
	事務局	

		<p>必要がありますが本人も承知しており、相続後も耕作されているため、特に問題はないと思われます。</p> <p>議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の説明は以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第2号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第2号については、原案のとおり可決とします。</p>
	議長	<p>続きまして、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」説明いたします。</p> <p>番号4番の案件について10ページをご覧ください。</p> <p>場所につきましては、11ページの地図をご覧ください。</p> <p>対象地は、野方三ツ池公園から南西に約150メートルの位置に所在する2筆です。</p> <p>申請者は、対象地を特定生産緑地として所有し、また、主たる従事者として農地利用しておりましたが、病気により農作業ができない旨の医師の診断が出ています。</p> <p>申請者への聞き取り、診断書の内容、農地の管理状況から申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することは問題ないと思われます。</p> <p>議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」説明は以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
	事務局	<p>議案第3号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p>
	議長	<p>願出者は何歳か。</p>
	委員	
	事務局	<p>74歳です。</p>

	委員	市外に居住しているが、願出者が自身で耕作をしていたか。
	事務局	聞き取りによると、自分で耕作をしていたとのことです。また、事務局でも現地確認をし、直近まで管理をしていたことは確認済みです。
	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手をする)
	議長	全員賛成ということで、議案第3号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第4号「日進市農用地利用集積等促進計画案（一括方式）について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
	事務局	議案第4号 日進市農用地利用集積等促進計画案（一括方式）について、説明させていただきます。 今回は、3件の利用権設定があります。 しかし、市内で初めて利用権を設定する新規就農者や、新たに設定される農地の案件は含まれておらず、いずれも既存の利用権の更新のみとなっております。 そのため、時間の都合上、案件ごとの説明は省略させていただきます。 農業経験や農機具の所有状況、既存の農地の利用状況につきまして、提出書類、事務局による聞き取り及び推進委員による最適化活動報告の結果、いずれの方も利用権設定を行う者として適正であると見込まれます。
	議長	議案第4号日進市農用地利用集積等促進計画案（一括方式）について、説明は以上です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議案第4号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。 なお、推進委員につきましては、総会において区域内における農地等の利用の最適化の推進について意見を述べることができます。 推進委員の皆様には、第4号議案について意見等があり

	委員 事務局 議長	ましたら発言をお願いします。 番号1番について、農機具は保有していないのか。 農機具は保有しておりませんが、ハウス内にてポットで苗をつくるとのことですので、問題ないかと思われます。 他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第4号「日進市農用地利用集積等促進計画案（一括方式）について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (挙手をする)
	議長 事務局	全員賛成ということで、議案第4号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、専決について、事務局より報告を願います。 (事務局より報告。専決について一括で報告。) ・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1件 ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 11件 ・農地法第18条第6項の規定による通知 4件
	議長 議長	専決について、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。 続きまして、その他について、事務局より報告を願います。
	事務局 議長	(事務局より報告。) ・公共転用届について その他について、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、その他については、終わります。 それでは、本日の議案につきましてはすべて終了しましたので、以上をもちまして、令和7年第11回農業委員会を終了させていただきます。
	(9 : 4 4)	